

群馬自治

1

平成29年

No.351

月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

「地方創生」にどう向き合うか

NPO法人ローカルグランドデザイン理事 坂本 誠

町村トップ通信

嬬恋村／熊川 栄 村長

議会から一燈

明和町／今成 隆 群馬県町村議会議長会理事



厳冬

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 63

おすすめの一冊⑦〇 べ切本

新年明けましておめでとうございます。

玉村町は、群馬県南部に位置し、群馬県を代表する上毛三山を一望することができます。平坦な地形で主要幹線道路沿いに市街地や集落が形成され周辺は優良な田園地帯や河川緑地が広がる緑豊かな地域です。二毛作が盛んで初夏の時期は麦秋といって麦の穂が風にそよぎ黄金色に輝く景色を見ることができます。

平成二十六年二月、関越自動車道と接続する高崎玉村スマートICも開通し都心へのアクセスがより良好になりました。また、平成二十七年五月三十一日には、道の駅「玉村宿」がオープンし玉村町自慢のグルメ、採れたて野菜を購入することができます。道の駅の中にある群馬県食肉卸売市場の直営店「肉の駅」では揚げたての惣菜をその場で食べることもできます。ぜひ皆さまお立ち寄りください。

当町では、交流人口の増加を目的として東京圏から人を呼び込む取組みを行っています。一つは、ボランティアガイドの育成です。玉村八幡宮を中心に宿場町として栄えた日光例幣使道などを巡る歴史資源を活用したまち

緑豊かな田園都市

づくりを進めています。また、玉村町ならではの四季折々の「風景、景観、祭り」等の情景をテーマに「たまむらの風景フォトコンテスト」を開催し、平成二十九年二月二十八日まで作品募集を行っています。当町に足を運んでいただき作品をご応募いただければと思います。

人口減少・移住、定住対策では、暮らしやすさの向上とファミリーからシニア層までが移住したくなる「生涯活躍のまち」を実現するため、農業体験の実施、待機児童ゼロの継続、小学校区ごとの放課後児童クラブの充実、群馬県立女子大学、上武大学、高崎健康福祉大学と連携した教育の充実などに取り組んでいきます。また、玉村町文化センター周辺を整備し、約二百三十戸の住宅分譲地を平成三十年から販売予定です。

玉村町は、今年八月一日に町制施行六十周年を迎えます。これまでの歩みを振り返るとともにこれからの発展を願い、町民一人ひとりと協力し、将来に希望の持てるまちづくりを行っていききたいと考えています。

(玉村町 経営企画課 松井 崇広)



町村のために専念努力

群馬県町村会
（邑楽町長）

金子 正一

謹賀新年

平成二十九年元旦

【群馬県町村会】

会 長 金子 正一
（邑楽町長）

副 会 長 千 明 金 造
（片品村長）

〃 石 関 昭
（吉岡町長）

理 事 神 田 強 平
（上野村長）

〃 茂 原 莊 一
（甘楽町長）

〃 熊 川 栄
（嬭恋村長）

〃 後 藤 幸 三
（高山村長）

〃 中 澤 恒 喜
（東吾妻町長）

〃 岸 良 昌
（みなかみ町長）

〃 栗 原 実
（板倉町長）

監 事 黒 岩 信 忠
（草津町長）

事務局長 梅 村 透
外職員一同

明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

【昨年を振り返って】

昨年四月に熊本地震が、十月には鳥取県中部地震が発生し、共に甚大な人的・物的被害がもたらされ、被災地では、今も全力を挙げて復旧・復興に取り組んでおられます。

また、東日本大震災から間もなく六年が経過しますが、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきが見られるほか、福島第一原発事故の影響を受けた地域では、未だ多くの住民が故郷を離れ、避難生活を余儀なくされているなど、依然として厳しい状況に置かれています。

本県は、二十四時間体制で常時監視されている活火山も有し、急峻な山地や河川も多く、災害を受けやすい地域であることから、防災・減災対策の一層の充実強化を図るとともに、県と市町村等との防

災体制の連携も深め、住民の尊い生命、身体及び財産を守っていかねばならないと思いを新たにしております。

【地方創生への取組】

政府は、「地方創生」を内政の重要課題に掲げ、政府一丸で人口減少の克服と地域の活性化に向けた取組を行っており、町村が地方創生として取り組んでいる農山村の価値や魅力の向上策、子どもを産み育てる環境の整備、都市との共生策などは、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち、一億総活躍社会の実現にも繋がるものですから、この取組の更なる推進に向け、制度的・財政的にも十分な支援を国に求めているかなばなりません。

【町村財政の安定・強化】

地方創生の取組や人口減少対策など、町村が自主性・自

立性を発揮して、地域の個性や魅力を活かした様々な施策を着実に実施していくためには、町村の財政基盤の強化が不可欠であり、安定的な自主財源が確保されなければなりません。

このため、財政基盤の脆弱な町村の生命線とも言うべき地方交付税については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充「歳出特別枠」の堅持、地方交付税総額の確実な確保を、地方創生交付金については、要件を緩和するとともに、対象経費等の制約をなくするなど自由度の高い交付金として規模の拡充を図るよう国に強く求めていかねばなりません。ゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税をはじめとする地方の貴重な税財源については、現行制度の堅持など、地方税財源が確実に確保されるよう、今後も強力に訴え続けていかねばなりません。

また、平成二十八年度税制改正大綱で森林環境税等の新たな仕組みの検討が明記されましたことから、多くの森林

【町村のために】

昨年二月に会長に就任させていただき、皆様方のお蔭で無事に新しい年を迎えることができました。

この間、不慣れな私を支えてくださった皆様に心から厚く御礼申し上げます。

引き続き本年も、県内町村のため微力ながら全精力を傾注し、町村の振興発展に向けた活動に専念努力いたす所存でございますので、皆様のなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、各町村の益々の発展、皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年に当たってのご挨拶とさせていただきます。



議会と議員の重要な役割を訴える

群馬県町村議会議長会会長
(榛東村議会議長)

金井 佐 則

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平成二十七年十一月に、群馬県町村議会議長会の会長に選任され、早や一年が過ぎ、重責を果たすべく日々奮闘しております。今後とも皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

この一年の間にも、四月の熊本地震、八月に北海道・東北地方を襲った台風一〇号をはじめ、台風の相次ぐ上陸、さらに十月には鳥取地震と全国各地で大規模な災害が多数発生しました。

日本列島をこれでもかと痛めつけるような災害が起こり、多くの人がお亡くなりになり、また、住み慣れた家を失うなど被災地域の方々のご苦勞されている現状を見ますと、少しでも力になれるよう、手を差し伸べなければならぬと思います。

このような住民が困難に陥った時、我々議員はどのように行動したらいいか、常に考えておく必要があります。

災害発生時、個々の議員が、災害対策本部へ次々に連絡すれば、立ち上がったばかりの対策本部に混乱が起こることが予想されます。議員が議員として果たす役割について「災害発生時における議員の行動」を平時に協議しておくことは重要であり、比較的災害の少ない群馬からこそ、不測の事態の心構えは必要と考えます。

次に、議会の使命として議員必携に次の二つが挙げられています。一つは「地方公共団体の具体的政策を最終的に決定すること」、二つ目は「議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民

主的になされているかどうか批判し監視すること」です。

この重要な責務を果たすため、私たち議員は、三百六十五日、昼夜を問わず活動しています。

しかし、今、議員の成り手不足が深刻な問題となつています。

選挙によって選ばれた長と議員は、共通の目的である住民福祉向上のため、長には執行権、議会には議決権が与えられ、相互にその権限を均衡させ、それぞれの独断専行を抑制しています。

互いに緊張関係を保ちながら、住民にとってより良い施策を行っていくには、長と議会のバランスが保たれていることが大切です。その一方を担う議員が、全国に目を向けますと、選挙では無投票が増加し、また、定員割れの事態も起こっております。

ます。

こうした状況を踏まえ、また、昨年の参議院議員選挙から選挙権年齢が引き下げられ、十八歳から投票できることになったことで、若者の政治への関心を高めていくことも必要であるとの考えから、本会では「若者の政治への関心を高める方策」、「投票率の向上方策」及び「町村議会議員の成り手不足解消方策」を調査研究していくことになりました。

一朝一夕に打開できる問題ではありませんが、これらの課題を解決に導けるよう、関係団体と一層の連携を図りながら、微力ではありますが、誠心誠意尽力していく所存ですので、皆様のご支援ご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念申しあげ、新年の挨拶といたします。

謹賀新年

平成二十九年元旦



【群馬県町村議会議長会】

会 長 金井 佐 則

副会長 仲 沢 太 郎
(榛東村議長)

〃 一 場 明 夫
(上野村議長)

理 事 高 橋 茂 樹
(東吾妻町議長)

〃 工 藤 健 司
(玉村町議長)

〃 丸 山 敏 雄
(南牧村議長)

〃 今 成 隆
(川場村議長)

監 事 襟 川 仁 志
(明和町議長)

事務局長 梅 村 透
(千代田町議長)

外職員一同



未来への村づくり

嬭恋村長 熊川 栄

はじめに

嬭恋村は、群馬県の西北部にあり、日本百名山でも知られる浅間山・四阿山、白根山などの麓にある高原の村です。村の中央部を西から東に流れる吾妻川沿いには、JR吾妻線と共に交通の中心である国道一四四号線



浅間高原 シャクナゲ園

が走っており、この谷間の比較的平坦な土地に集落の大部分が集まっております。

村内には万座温泉や鹿沢温泉など数多くの温泉があり、近頃はトレッキングの疲れを温泉で癒す観光客の皆さんで賑わいをみせています。また初夏にはシャクナゲ、レンゲつつじなどの花々で高原が彩られ、夏は緑色のキャベツのじゅうたんが畑一面を敷き詰め、冬は白銀の世界となり四季をとおして色とりどりの風景を楽しんでいただけます。

特産品と観光資源

嬭恋村の名の由来は、日本書紀に出てくる日本武尊が東征の際、海に身を投げた愛妻弟橘姫を偲び現在の鳥居峠において「五婦者耶（あづまはや）」（ああ、わが妻よ、こいし）と三度嘆いたという故事からきております。このロマンあふれる嬭恋村は、「キャベツ」「愛妻」をキーワードにさまざまなイベントが



ジオパーク認定

行われ、今年度九回目を迎えた「キャベツマラソン」には、三五〇〇名の方々に参加いただき、全国ランニング大会自撰に入るイベントとなりました。また「キャベツ畑の中心で妻に愛を叫ぶ」（通称キャベチュー）では、浅間山を目の前にして広大なキャベツ畑の中で、ふだん

は照れくさくてなかなか言えない感謝の言葉を、ふだんは出さない大きな声で叫び、お互いの気持ちを確かめあうイベントとなっております。

また、平成二十八年九月には長野原町と嬭恋村に跨る浅間山北麓が日本ジオパークに認定されました。現在はツアーガイドの養成や郷土愛を育むため、子どもたちを対象とした教育事業を積極的に行的しています。また、嬭恋村は生産量日本一の夏秋キャベツの産地であります。昼夜の寒暖差が大きいことが、高原野菜の栽培に適しており、安心安全で鮮度の良いおいしいキャベツを東北地方から沖縄まで、年間千九百万ケースを出荷しております。

今までの取り組み

嬭恋村は景気の低迷により減少した村税収入、スキー場事業の不振、国営農地開発事業負担金などによる負債を改善すべく、さまざまな財政再建策に取り組んでまいりました。また、人口減少・少子高齢化に伴い教育施設の再編を進め、中学校を二園に統合し教育環境の充実に努めるとともに、子育て支援として、中学校卒業までの医療費・

給食費・保育料・学童費の無料化、出産祝い金を第一子から支給、不妊治療にかかる費用は年間百万円まで助成しております。また、平成二十六年から四年間、文部科学省の「英語教育強化地域拠点事業」の指定を受け、各学校において世界で活躍できる人材育成に力を注いでいます。

人口増加策として移住相談窓口の設置、村内での婚活イベントの開催、空き家バンクの設置等を七人の地域おこし協力隊と共に取り組んでいます。他にも村民全員が無料で利用できる村民バスや高齢者向けの福祉バス・福祉タクシー・温泉券、屋内用防災無線の無料貸与等があり、どの世代にも暮らしやすい村づくりに取り組んでいます。終わりに

今後は産業・経済活性化の要であり災害時の緊急連絡道路としての活用も期待される上信自動車道の全線開通が一日も早く現実のものとなり、村民誰もがより充実した生活ができる環境を整えることが重要な課題だと考えております。そして誰もが「住んでよかった。」と思える村づくりに取り組んで参ります。



「地方創生」にどう向き合うか

「人間の道」に沿った自治を取り戻すために

NPO法人ローカル・ブランドデザイン理事 坂本 誠

「修羅の道」へといざなう 「地方創生」

いうことは理論上ありえないので、今後、移民を積極的に受け入れでもしないかぎり、当該世代の女性は、日本全国で、二〇四〇年までに四割減少する。

「地方創生」政策の契機となった「増田レポート」は、八百九十六市区町村において二〇四〇年までに若年女性が五割以上減少すると予想され、これら市区町村は「消滅可能性が高い」と煽り立てた。しかし、そもそも日本全国の若年女性が、二〇四〇年までに四割減少することは、あまり知られていない。しかも、これは予想ではなく、確定した将来の「現実」である。

二〇四〇年時点の三十代

女性の数は既に決している。二〇一〇年時点の〇・九歳女性が、三十年後には三十三・三十九歳となるが、その数は五百三十一万人。二〇一〇年時点の三十代女性（八百九十六万人）に比べて四割少ない。三十代の女性が突然生まれるなどと

にもかかわらず、「地方創生」は人口というモノサシを前面に押し出して自治体間の競争を煽り立てている。「地方人口ビジョン」では人口の将来展望について具体的な目標設定を求め、「総合戦略」でも将来人口に関する明確な数値目標を示すよう促している。

その結果生じているのは、縮小するパイ（人口）を奪い合う不幸な「マイナサムゲーム」である。

西日本のX町では、転入して住宅を新築する世帯に対して一律百万円を助成するようにしたところ、若年層を中心に転入者が相次ぎ、町はさながら住宅建設ラッシュの様相を呈している。ところがX町の成功に倣って近隣の自治体でも同様の新築

助成を始めることとなり、X町の担当者はその影響を案じていた。別県のY町では、隣市が講じている定住支援策に追いつかず、かどうかが、影響評価や財源確保策など計算しながら担当者が頭を悩ませている場に接した。

逆に、都内の移住相談窓口の担当者によれば、最近、市町村ごとの移住支援策を一覧して比

.....

「人間の道」に沿った自治を取り戻す

「人口」をめぐる争いを繰り広げる「修羅の道」から脱却し、自治に「人間の道」を取り戻したい。

そのためには、まず、「人間」そのものにもう一度温かいまなざしを向けることである。

「人口」とは、一定の領域に居住する人々の総数を示す統計的概念にすぎない。一人ひとり

較できる資料はないかとの問い合わせが目立つそう。以前は見られなかった傾向だという。こうした人口獲得競争が激化すれば、「ふるさと納税」と同じく消耗戦となって各々の自治体の財政を痛めるだけにならないか。住民の幸福を追求するために自治体間で切磋琢磨することとは必要かもしれないが、周辺自治体を出し抜いてまで勝ち名乗りを上げることが自治体のあるべき姿なのだろうか。いったいつから地方自治は「修羅道」と化してしまったのか。

の人の柄や能力など内にあるものは、性別や職業など統計的に把握できる項目を除けば、すべて捨象される。「人口」で地域を切り取れば、そこに住む人々は「一人」「二人」という数字でしかなくなる。

しかし「一人ひとり」の「人間」に目を配れば、それぞれが多様な性格や趣味、知識、技能をもつ個性あふれる人間であることに気づくはずである。

四国の山間部、「日本最後の清流」とも呼ばれたこともある四万十川の支流が削り出した峡

谷に沿って集落が点在する高知県Z地区。林業の衰退とともに人口減・高齢化が進み、かつて千人を超えた人口はついに三百人を下回り、高齢化率は六〇％を超える。

こう書くと、そこに住む人々について日々畑仕事に精を出しながらつましく暮らす高齢者の姿を思い描がちだろう。だが、そうしたステレオタイプの住民民像は誤っている。筆者はここ十年來Z地区に通っているが、むしろ通うごとにその住民の個性や多様性に驚かされるばかりである。

簡単なプログラミングから溶接などなんでもこなすエンジニアAさん、東京からUターンしたパン職人Bさん、埋もれかけた地元の踊りを発掘して伝承に取り組む男性Cさん、部屋を埋め尽くすほどのひな人形を蒐集している女性Dさん…。

Dさんについては、こんなエピソードがある。数年前、四万十川流域で、民家などにひな人形を飾って観光客に周遊してもらおうというイベントが開催されることとなった。この企画を聞きつけたZ地区の担当者

が、「ひな人形といえばDさん。Dさんに協力いただいて、Z地区からも出展できないか」と声をかけたところ、Dさんは「自分のコレクションが地域の役に立つのなら」と快諾。自らディスプレイを手掛けて、ひな人形の展示が始まった。すると、Dさんのコレクションを見に、これまで観光客など皆無に近かったZ地区にイベント期間中の一ヶ月間だけで三百人以上が訪れるようになった。思わぬ反響に手応えをつかんだDさんは昨年からは新たな取り組みに着手。「Z地区おすそわけ便」として、地元野菜の詰め合わせを定期的に送付する会員制度を始めた。

獐猛たる自然を前にして、人間は「ひとり」では生きられない弱々しい存在である。だから人間は社会を編成し、各々の個性や能力を活かし、互いの弱点を補い合いながら、厳しい自然界を生き抜いてきた。その営みがすなわち自治の原点である。

その原点に立ち返れば、住民一人ひとりの多様な存在が認められる場づくり、そして互いの存在や役割を認め合える関係づくりこそ、「人間の道」に沿った自治の目指すべき方向性ではないだろうか。

「人間の道」に沿った自治は、結果的には究極の人口減少対策ともなりうる。Dさんの例に見るように、地域の中で自らの存在や役割が認知されているという実感は、人に誇りと生きがいをもたらす。誇りと生きがいはその人の行動に艶やかさと活力を生み出すし、自らに役割を与える地域には愛着も湧こうというものである。そして、愛着を感じる地域からは、人はそう簡単にいっていかないし、戻ってこようとするはずである。

「田園回帰」を受け止めるために

いま、農山漁村における人口減少対策に際して「田園回帰」というフォロワーの風が吹いている。内閣府の調査によれば、農山漁村への定住を望む都市住民の割合はここ約十年で大幅に増えており（二〇〇五年…二〇・六割→二〇一四年…三一・六割）、その伸びは三十九十代において特に顕著である。

しかし、現実には未だ多くの地域で若者を中心とした人口流

出がまだまだ続いており、「田園回帰」志向の受け皿となって若年層の人口流入を実現している地域は少ない。「田園回帰」をホンモノの流れにするためには、より多くの地域が、「田園回帰」志向の若者を受け止めていく必要がある。

「田園回帰」志向が若者を中心に興っている背景として、彼ら／彼女らをとりにまく労働市場の変化（非正規雇用の増加、終身雇用制度・年功序列賃金の弛緩）や家族形態の変化（未婚・晩婚化）が指摘される。これまで当たり前とされてきた「就職して安定的な所得を確保し、結婚して家族を持ち…」という生き方が決して当たり前ではなくなってきた。その結果、これからの若者は多様な生き方を自ら作り出すことを求められている。そんな中、こうした社会情勢の変化を前向きに捉え、自らの「生き方」を作り出す場として農山漁村を志向する若者が増えており、これが「田園回帰」の潮流を作り出していると考えられる。

自らの「生き方」を見つけ出すと農山漁村を志向する若者にとって、補助金は決定的な要素

プロフィール

(さかもと まこと)
坂本 誠

NPO法人ローカル・グランドデザイン理事

1975年高知県生まれ。東京大学法学部、同大学院工学系研究科社会基盤工学専攻を経て、2007年東京大学大学院農学生命科学研究科農業資源経済学専攻単位取得退学（途中高知県梶原町地域振興アドバイザーとして1年間赴任）。（財）とっとり政策総合研究センター、（独）農研機構農村工学研究所、全国町村会を経て2015年より現職。博士（農学）。農山漁村地域の持続発展策、道州制・市町村合併・地域自治組織など地方自治制度に関する研究を行う。

ではない。彼ら／彼女らを迎える入るうえで地域に求められるのは「補助金ありき」ではなく、彼ら／彼女らの「思い」に寄り添い、将来の生活設計と一緒に考えていくとする姿勢である。鹿児島県の種子島では、住民が設立したUターンサポートセンターが成果を上げている。住民発意の有志団体ゆえ資金は乏しく、金銭的支援はできない。その代わりに、センターに集った事業者たちは、事業者ならではのノウハウを活かして移住希望者の島内での起業に向けたアドバイスやネットワーキングを丁寧に行っており、移住者の定着につながっている。

山口県周防大島町の定住促進

協議会では、ファイナンシャルプランナーの資格をもつ担当者が、移住希望者向けのライフプランニング支援を行っている。補助金よりも、移住後の生活設計と一緒に考えてあげるほうが、よほど希望と安心を与えられると言う。

さらに言えば、島根県海士町など「田園回帰」志向の若者の受け入れに成功している自治体に共通するのは、若者に対して地域の魅力を伝え、将来に向けた夢を前向きに語っていることである。

そもそも、自らの将来を切り拓く場所を求めている若者たちが、住民が「こんな町」や「こんな村」などと自らの地域を卑

下し、地域の将来を切り拓く意欲を失っているところにやってこようとするだろうか。いや、「わが町」「わが村」として住民が地域を愛し、次の世代に地域をよりよい形で受け継ぐと努力しているところに、若者は共感を抱き、吸い寄せられていくのではないのか。

したがって、「田園回帰」を志向する若者を受け止めるためには、「修羅道」のごとく優遇策を競って若者を奪い合うのではなく、若者の「思い」に寄り

「奪い合う」自治から 「認め、支え合う」自治へ

「消滅可能性都市」というが、人口が減少したからといって自治体が消滅するわけではない。自治体が消滅するのは、住民が自治体としての存続をあきらめたときである。現に「平成の合併」に際しては多くの自治体が財政上の不安からその存続をあきらめ、結果として千五百を超える自治体が消滅した。

「地方創生」というが、地域は「創生」せずとも現にそこに

添う姿勢が求められる。

ただし、寄り添うがあまり若者に迎合するのではなく、地域と若者が互いに「思い」を認め合う関係に至ることが肝要である。「思い」を認め合うには、地域自身も「思い」を持たねばならない。そのためには、住民自身が地域を愛し、地域を丁寧に磨くこと。そして住民同士が互いの個性や能力、あるいは弱みを認め、支え合うこと。すなわち、「人間の道」に沿った自治の根本に立ち返ることである。

あり、脈々と息づいている。自らにとっけがえのない対象として地域を支え、次の世代に受け継いでいくとする人びとがそこにいる限り、地域は簡単に消えないし消せるものではない。

一人ひとりができることは限られているかもしれない。だが、一人ひとりの力を合わせるために社会が編成され、そこに自治が生まれたことを思い返してほしい。「奪い合う」自治から「認め合い、支え合う」自治へ。こうした「人間の道」に沿った自治の歩む先にこそ、地域の展望は開けるはずである。

全国町村長大会

一億総活躍社会の実現・
地方創生の推進

道州制の導入反対

歳出特別枠の堅持、
地方の一般財源総額の確保

東日本大震災・熊本地震からの復興、
全国的な防災・減災対策の強化



参議院の合区の早期解消

ゴルフ場利用税の堅持、
全国森林環境税の早期導入

農山漁村の再生・活性化と
万全なTPP対策の実施

田園回帰の時代を拓き、
都市と農山漁村の共生社会を実現



全国町村長大会を開催

参議院の合区の早期解消に関する特別決議を採択

平成二十八年十一月十六日、正午から、東京・渋谷のNHKホールで全国町村長大会が開催された。

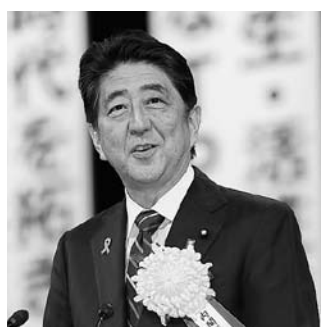
この大会は、町村長の総意を結集して、農山村の持つ多面的な価値の重要性を訴えるとともに、それぞれの町村が地域の特性や資源を活かした施策を自主的・自立的に展開できるように、多様で個性溢れる町村の実現を目指す目的で開催されたもので、全国九百二十七の町村長、各都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、高市早苗総務大臣、山本幸三まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、飯田徳昭全国町村議会議長会会長など約千三百人が出席した。

はじめに、藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）から挨拶があり、「安倍内閣が進めている一億総活躍社会の実現については、子育て、医療・介護等の社会保障の充実や地方創生を



藤原会長

一層推進していく必要があり、町村長として、全力でこの課題に取り組んでいく。しかし、町村は、条件不利地域を多く抱え、財源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされており、地方交付税が生命線ともいうべき貴重な財源である中で、地方交付税を抑制しようとする議論があるが、到底認められるものではない。政府には、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充、「歳出特別枠」の堅持等を通じ、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保されるよう強く求めていく。また、参議院の合区に



安倍内閣総理大臣

については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったが、実際に行われた選挙でも、多くの問題点が明らかとなった。合区は地方創生にも大きく逆行するものであり、早急に解消すべきである」と訴えた。

その後、来賓挨拶に移り、安倍内閣総理大臣から、「地域の活力あつて、まさに町村の力で、これからも総理大臣として国政に取り組んでいきたい。地方に眠る可能性を最大限に開花

させるためにも、一億総活躍の未来を見据えて、子育て支援、介護の拡充を力強く進めていく」と挨拶があった。

安倍内閣総理大臣の挨拶の後、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、高市早苗総務大臣、山本幸三まち・ひと・しごと創生担当大臣、二階俊博自由民主党幹事長、飯田徳昭全国町村議会議長が挨拶を行った。

続いて、町村へのメッセージとして、東京大学名誉教授の神野直彦氏が登壇し、「日本の町村の良さは、緑豊かな自然環境と、暖かい手と手をつなぎあっているコミュニティが息づいている人的環境にある。この豊かな自然環境のもとで、暖かい手



神野直彦氏

と手をつなぎあうコミュニティを発展させていくことによって、行き詰まっている今の我が国の状況に希望の灯火を灯すこと、それが日本の町村の歴史的な使命であるかと思う」と町村長を激励した。

最後に、議事として、決議・特別決議及び大会要望を審議し、それぞれ採択・決定され大会を閉じた。

参議院の合区の早期解消に 関する特別決議

去る七月十日、憲政史上初めて合区による参議院選挙が実施された。

合区については、地域が抱えている課題など様々な情報が国会に届かない恐れがあるなど多くの懸念があったところであるが、実際に行われた選挙では、

にも広く国民に定着しており、都道府県単位で地方の代表を選出するという参議院選挙の仕組みも、広く国民に定着しているものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置であり、公職選挙法の附則においては、次回の参議院選挙に向け、抜本的な見直しをすることが規定されて

決

町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など極めて厳しく、また、中山間地域や離島など条件不利地域を多く抱える町村においては、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

いる。

合区の弊害は明らかであり、地方創生にも大きく逆行するものである。都道府県を単位として地域の事情や声を直接国政に反映させる現在の仕組みが広く国民の中に浸透していることを十分考慮し、早急に合区を解消することを強く求めるものである。

議

加えて、東日本大震災及び平成二十八年熊本地震の被災地における復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を上げて取り組んでいかなくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものとするともに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開しながら、豊かな住民生活と個性溢れる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的に様々な施策を展開しうよう、特に下記事項の実現を強く求めるものである。

記

一、東日本大震災及び平成二十八年熊本地震からの復興の加速化をはかるとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

一、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生を推進すること。

一、地方分権改革を推進すること。

一、道州制は導入しないこと。

一、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、歳出特別枠を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

一、ゴルフ場利用税を堅持するとともに、全国森林環境税を早期に導入すること。

一、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化をはかること。

一、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

一、農林漁業者が将来に希望をもてるよう、TPP対策に万全を期すこと。

一、領土・外交問題に毅然とした姿勢で臨むこと。

以上決議する。

「群馬県関係国会議員と町村長との懇談会」 及び「町村長研修会」を開催



～地方交付税及び町村税源の充実強化並びに空き家対策等の推進を本県関係国会議員へ要請～

群馬県町村会は、昨年十一月

十六日、東京・グランドアーク半蔵門において、地方交付税並びに町村税源の充実強化及び空き家対策等の推進を県関係国会議員へ要請するとともに、国会議員と二十三町村長が意見交換を通じて国・地方相互の理解を深め、今後の町村政運営に役立てることを目的として「群馬県関係国会議員と町村長との懇談会」を開催した。

金子会長の開会挨拶に続き、梅村事務局長の要請事項の詳細説明後、出席した十名の国会議員各位から要請事項に対するコメントがあった。また、翌日は、次の講師により研修会を実施し、終了後、全国町村長大会に出席した。

懇談会では、人口減少の克服と地方創生が喫緊の課題となっており、国、地方あげてこれらの課題に積極的に取り組んでいるところでありますが、一億総活躍社会の実現のためには、地方創生の取組みを更に推進していく必要があります。町村が、自主性・自立性を発揮して、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠であり、特に、地方交付税が有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と「どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能」は、税源が乏しく財政基盤の脆弱な町村にとっては不可欠なものであります。

地方交付税の充実強化に 関する要請

を確実に確保すること及び地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うことを強く要請いたします。

また、下記事項の実現についても併せて要請いたします。

記

一 町村の行財政運営の安定確保

財政健全化の目標達成のため、アウトソーシングの推進等トップランナー方式が導入されたが、そもそも行政コストの差は、人口や地理的条件など歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことや、中山間地域などでは民間委託そのものが困難なところもあるなど実

況下、地方交付税等の一般財源の総額

よって、本県関係国会議員各位に、この両機能の堅持だけでなく、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持しつつ、地方交付税等の一般財源の総額

態は様々であることから、そうした実態を踏まえ、町村の財政運営に支障を生じないよう十分配慮すること。

二 段階補正の全額復元
過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっているため、全額復元に取り組むこと。

町村税源の充実強化に 関する要請

住民とより密接な関係にある町村では、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしております。

このように国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の「心のふるさと」である町村を次世代に引き継いでいくことは、我々町村長の大きな責務でもあります。

しかしながら、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林業の衰退など極めて厳しく、また、条件不利な地域を多く抱える町村では総じて税源に乏しく、厳しい財政運営を余儀なくされております。

このような状況の中で、町村が、自主性・独自性を発揮し地

方創生を着実に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策など、きめ細かな行政サービスを実行するためには、安定的な財政運営が欠かせません。

特に地方税は、自主財源の根幹をなし、町村の自主性・独自性の向上を担保するものですので、本県関係国会議員各位におかれては、町村税源の充実強化を図るため、下記事項を強く要請いたします。

一 ゴルフ場利用税の堅持
ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など所在町村特有の行政需要に対応してお

り、地域振興を図る上でも、不可欠な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
二 固定資産税の安定的確保
固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。

特に、土地・家屋と一体となつて生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、平成二十八年度において時限的な軽減措置が設けられたが、この税は町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策等の手段として見直すことのないようにするとともに、軽減措置は今回限りの特例とすること。

三 全国森林環境税の早期導入
平成二十八年度税制改正大綱において、「都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」を早期に導入すること。

空き家対策等の推進に 関する要請

人口減少の克服、地方創生の実現に向けて、町村においては、その特性を活かした適切な役割を将来にわたり担っていきけるような「まちづくり」を着実に推進していかなければなりません。

このような中、適切な管理が行われていない空き家により、防災、衛生、景観等多岐にわたる問題が生じ、住環境の悪化が懸念されたことから、昨年五月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、空き家の適正管理に向けた取組みが可能となったところであります。

また、町村においては、空き家の適正管理だけにとどまらず、移住・定住の環境整備をはじめ、地方創生の観点からも空き家の有効活用が重要な課題となっております。

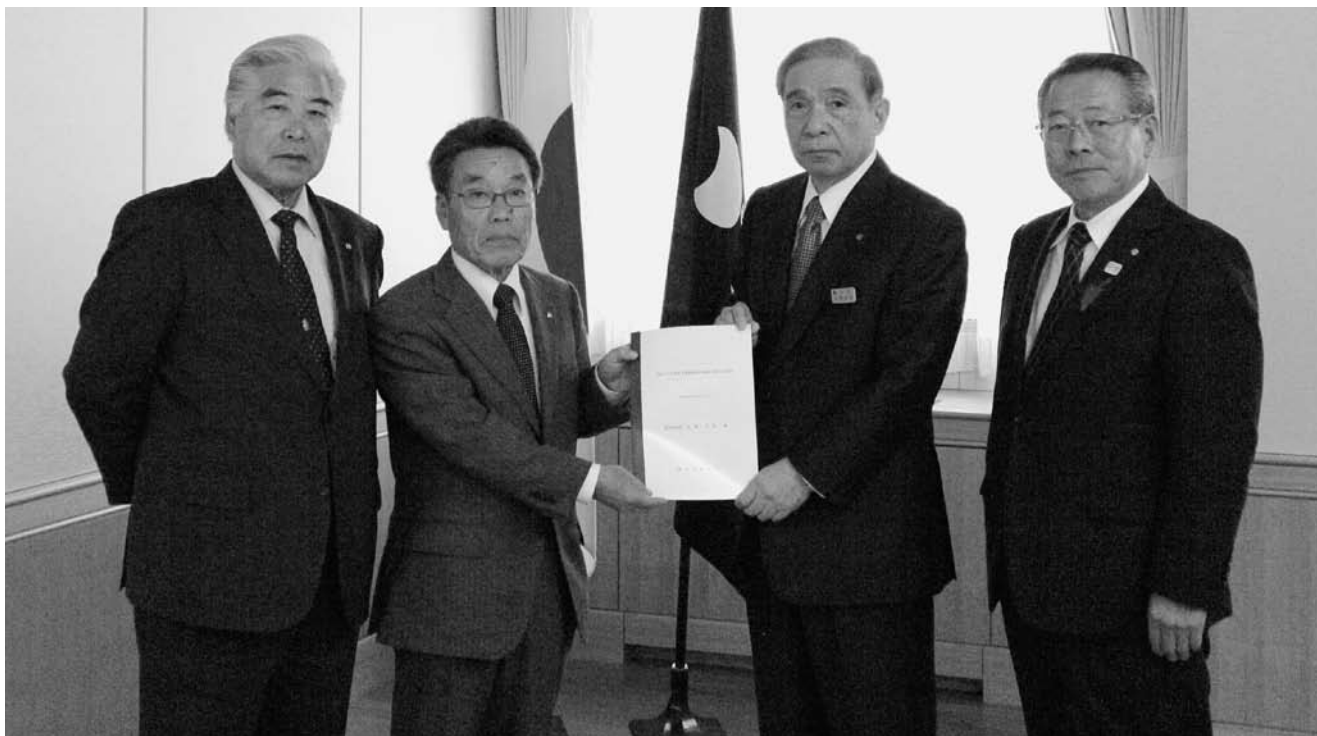
よって、本県関係国会議員各位におかれては、町村がさらに空き家対策等を適切かつ円滑に実施できるよう、下記事項を実

現されるよう強く要請いたします。

一 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

二 上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化をはかるなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

三 相続人が多数存在し、かつ、相続手続きが一定期間（少なくとも三世代以上）なされていない土地を、地域住民が生活していくうえで不可欠な公共用地として取得する場合は、簡略な手続きで行えるよう法的整備を検討すること。



平成29年度

県予算編成・施策に関する 要望活動を実施

平成二十八年十月十一日、大澤知事にに対し、群馬県の平成二十九年度予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

平成29年度県予算編成及び施策に関する要望

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

住民とより密接な関係にある町村は、平成二十九年度においても、その長所を活かして住民自治を大切に、住民との協働により行財政の更なる質の向上及び効率化を図りつつ、自らの

地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して「地方創生」にも取り組んで行く所存ではあります。が、町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化や人口減少、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など依然として大変厳しい状況にあることもご理解いただきたいと思います。

さて、今般の要請事項につきましては、「地方交付税の総額確保」をはじめ、我々町村にとっては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

殊に、自治体間の財政力格差を是正する財政調整機能も有する地方交付税については、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実かつ継続的に実施していくための自主財源として、その総額の安定的確保が不可欠でありますので、県におかれましては、地方交付税総額の確保について全力でご対応いただければ幸甚に存じます。

また、地方創生については、県内町村は農林業が主力産業であり、農山村のもつ地域資源を

活かし、新たなしごとを生み出す環境を作り、地域経済の厚みを増していくこと及び地域コミュニティや伝統文化等を支えてきた集落を維持するために『小さな拠点』づくりを進めていくことが重要だと考えますので、何卒、積極的なご支援をお願い申し上げます。

.....

1、地方交付税の総額確保について

総務部

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であ

り、特に地方交付税総額の安定的確保が不可欠であります。そのため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、「歳出特別枠」を堅持し、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、国への働きかけを引き続き要望いたします。

また、条件不利地域や小規模町村において必要な行政サービスを確実に実施できるよう、段階補正を復元するとともに、人口急減補正を更に拡充することと併せて国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推

進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、さらに税収確保体制を強化し整備していく必要があります。このため、これまでも増した賦課徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる市町村相互の連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても平成二十九年度以降も人員削減することなく、

専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

3、「緊急防災・減災事業債」の継続について

総務部

「緊急防災・減災事業債」については、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等を対象に、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいるような本年度まで継続されることとなっておりますが、平成二十九年度以降の取扱いについては、事業の実施状況等を踏まえて検討されることとなっております。

昨年の関東・東北豪雨や本年の熊本地震に象徴されるように、東日本大震災以降においても甚大な被害を及ぼす災害が全国各地で発生しており、地方公

共団体の公共施設等の耐震化施策を含む防災・減災対策は今後継続して行っていく必要があります。

災害時に情報を住民に即時・確実に伝達する手段である防災行政無線システムは、今後の防災事業を進めて行くうえで必要不可欠なものでありますが、電波法の改正に伴う防災行政無線のデジタル化事業を計画的に整備していくための財源としても「緊急防災・減災事業債」は、大変有効であることから、「緊急防災・減災事業債」の平成二十九年度以降の継続又はこれに代わる財政措置の充実強化を国へ働きかけいただきますよう引き続き要望いたします。

4、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び相談業務に関する支援について

生活文化スポーツ部

今後、県内町村でも配偶者暴力相談支援センターの設置が進むことが予測されますが、その存在の周知が図られれば、相談件数が増加するとともに、相談

内容も多様化・深刻化し、かつ緊急性の高い事案も多くなることとが予測され、相談員のスキルアップや相談員確保のための処遇改善などの課題も増えてくると思われます。

このような状況の中で、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられますよう要望いたします。

また、きめ細かい被害者支援を行うっていくためには、県機関との連携・協力も必要であることから、相談業務に関しても県の手厚い支援策が講じられますよう要望いたします。

5、不育症に対する公費支援策等について

こども未来部

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向

はきわめて深刻さを増しています。

人口減少社会の到来は、少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、生産年齢人口や労働力人口の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念されますので、県におかれましては、少子化対策の観点から、次の事項について国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

(1) 不育症に対する公費支援策について
不育症の治療については、高度で専門的な知識が必要なため、不育症に詳しい医師の診断や検査・治療が必要となり、保険適用外治療は高額であるため、治療を断念せざるをえないケースもあるので、補助制度を導入すること。

(2) 妊婦健診等の充実強化について
① 望ましい口腔環境の確立を図るためには、妊娠中から口腔衛生に関心を持たせることが重要であることから、妊婦健診項目に歯科健診を追加し、妊婦が無料で受けられるようにする

こと。

② 現在の妊婦受診券は、健診費用の全額を補助するものではなく、医療機関によっては妊婦の若干の自己負担が生じているので、妊婦受診券ですべての健診費用が賄えるようにすること。

③ 妊娠中に発症した疾病に対する治療（貧血や高血圧等）

6、福祉医療制度の更なる充実について

健康福祉部

福祉医療制度は重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう医療費の自己負担を補助する制度であり、障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援、また少子化の一途を辿っている現在の日本において、子育て環境づくりを推進する上で、重要な制度でありますので、子ども、重度心身障害者や母子家庭等への医療費助成（地方単独事業）を行うことに對する国庫負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止

が無料で受けられるようにすること。

(3) 新生児聴覚検査の導入について
難聴の発見が遅れてしまうと言語能力やコミュニケーション能力の成長が阻害されるため、全ての新生児が産科医療機関入院中に聴覚検査が受けられるようにすること。

し、全国統一的な福祉医療の制度化を図るなど適切な措置を講じるよう国に働きかけることを引き続き要望いたします。

7、国保法改正に伴う財政支援の拡充・安定運営の確保について

健康福祉部

被用者保険者の後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用することにより、平成二十九年度以降に実施される予定の国保に對する新たな財政支援策が確実に実施されるよう国への強い働きかけを要望いたします。

また、平成三十年度からの新たな国保制度の施行に関し、「国

保運営方針」を定めるにあたっては、特に、保険料の標準的な算定方法や事務の広域化・効率化については、県内町村と十分協議のうえ進めるよう要望いたします。

8、介護保険事業所に対する補助制度について

健康福祉部

町村、特に小規模町村では、ケアマネージャー、介護福祉士、ヘルパー等の有資格者が不足している現状の中、経営困難に陥る介護保険事業所が生じています。

介護サービスの利用希望者は増加傾向にありますが、町村部での介護保険事業所がなくなり、介護サービスの享受がでなくなすることは、介護保険制度の根幹を揺るがすことに直結いたします。

つきましては、介護保険事業所の存続や誘致ができるような補助制度の検討を国に促し、県としても対策を講じられますよう要望いたします。

9、がん検診（個別検診）の県内受診について

健康福祉部

医療機関が非常に少ない町村では乳がんや胃がんの個別検診が導入できない状況にあります。

近年、住民の個別化へのニーズが非常に高まっておりますので、県内どの医療機関でも受診できるよう、県医師会等との調整を含めた体制の確立を要望いたします。

10、「ぐんま緑の県民基金事業」の継続及び現行制度の見直しについて

環境森林部

木材価格の低迷等を起因とした林業の衰退により、適切な管理が行き届かず荒廃した森林が増加し、水源涵養や土砂流出防止機能など森林の持つ公益的機能の低下が課題とされる中、社会全体で森林を守り次代に引き継ぐため、「ぐんま緑の県民基金事業」を通じて森林環境整備に取り組んでいます。

しかしながら、森林の成長率に対し、現行制度の事業期間は効果が認められる十分な期間とは思われず、継続して取り組んでいく必要があると考えますので、平成三十年度末で終了することなく、次の事項について、見直していただき、今後もより良い事業として継続されますよう

要望いたします。

- (1) 荒廃した里山・平地林の整備における「管理」の補助率の単価増額
- (2) 荒廃した里山・平地林の整備における「困難地整備支援」の対象経費に伐採木廃棄処分費項目を追加

11、廃棄物処理施設に対する財政支援等について

環境森林部

多くの廃棄物処理施設が老朽化していることから、その整備を計画的に推進するため、循環型社会形成推進交付金について所要額が確保できるよう、また、

廃棄物処理施設の解体等に対しては、解体跡地に同施設を整備する場合に限らず、適切な財政支援措置が講じられるよう国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

また、整備推進のため、県職員等の専門的な見地に立った町村等への情報提供及び助言等支援のより一層の充実も要望いたします。

12、有害鳥獣対策について

環境森林部・農政部

鳥獣害対策については、県において鳥獣被害対策本部が設置され、全庁的な被害対策を推進していただいておりますが、ニホンジカ、クマ、イノシシ、サ

ル等による被害は依然として深刻な状況にあり、補助事業だけではその拡大防止にも限界があります。

引き続き、関係機関が協力して生息状況の調査と迅速な被害防止対策を行うとともに、監視体制の強化策を検討し、被害が減少するよう、県としての適切な指導・対応を引き続き要望い

たします。

なお、捕獲従事者の育成及び被害防止に係る農林家の負担が軽減されるよう実質的な助成措置等も引き続き要望いたしますとともに、近年ニホンカモシカによる食害が顕著となっており、監視体制の強化等も併せて引き続き要望いたします。

13、特定外来生物「オオキンケイギク」駆除の早期対応について

環境森林部・県土整備部

「オオキンケイギク」は「特定外来生物」に指定されている植物であることから、町村有地での駆除を行うとともに、住民への栽培禁止及び駆除の啓発活動、民有地に植生が確認された場合の駆除依頼を行っているところと

しかしながら、県管理の道路法面や河川敷等に植生があるにもかかわらず放置されている場合、駆除活動等に対する住民の理解・協力に支障が生じるおそれもありますので、早急な駆除等を図られますよう要望いたします。

14、創業支援事業に対する県費補助の創設について

産業経済部

新たに創業を希望する者に対する支援体制を確立するため、「創業支援事業計画」を策定し、

15、社会資本整備総合交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、大きな成果を上げてきたところですが、最近では、要望額に対する交付額が大幅に削減され、事業計画の今後の進捗に重大な支障をきたしている状況でもあります。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、必要な予算

国の認定を受け実施する創業支援事業は、県内全ての市町村で取組むことから、オール群馬の取組みとして臨むべきものと思料いたしますが、市町村又は認定連携創業支援事業者の負担を要する事業であるため、事業実施に係る負担軽減を図るため、県費補助の創設を要望いたします。

16、浄化槽エコ補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽エコ補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬

県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質改善が図られることが期待できますので、当該補助制度の平成二十九年度における継続を要望するだけでなく、当該補助制度の長期継続も併せて引き続き要望いたします。

17、浄化槽市町村整備推進事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年年度から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、補助制度が無くなることは、大きな負担増となり、汚水処理率を上げることが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられているそうですので、浄化槽市町村整備推進事業における「新設設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることは明白ですので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国へ働きかけていただきますとともに県としても新たな補助等の対策を検討していただきますよう引き続き要望いたします。

18、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については地域の水質汚染の改善や生活環境の向上を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところで

す。各処理区の流域下水道では、従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基

づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりましたが、平成二十五年度の県下水環境課主催の会議において、県から平成二十五年度中に構成団体と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、依然として協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強

.....

19、国道二二〇号線金精峠の通年通行について

県土整備部

国道二二〇号線は、栃木県日光市を起点とし、本県沼田市に至る地域の産業・経済活動や周辺地域との文化交流、さらには、緊急輸送道路にも指定されている重要かつ不可欠な道路です。

本年三月に決定された「首都圏広域地方計画」においては、日光・会津・上州歴史街道対流圏の強化プロジェクトに位置づけられていますが、金精峠については、雪崩の危険性が高い

いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、平成二十九年度においても従前のとおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費についても回収の意向が示されておりますが、本件についても構成団体に多大な負担を強いるものでありますので、現行どおりの県負担継続も引き続き要望いたします。

.....

箇所が点在し、安全確保が極めて厳しい状況にあるため、冬期間の閉鎖が余儀なくされ、地域間交流が断絶されてしまっています。

金精峠が通年開通できれば、広域的観光ルートとしても、県内への大きな経済効果が期待でき、地域の活性化にもつながりますので、新たなトンネル（金精トンネル（仮称））の建設も含めて国と県による一体的な検討をしていただくよう引き続き要望いたします。

20、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたいたための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいます。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方で、整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、それらの地域では、過疎化、高齢化が激しく、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっており、また、整備の遅れが指摘されている地域における交通軸の整備促進を加速させるとともに、整備が進むことにより交通量の増加が見込まれる生活幹線道路の万全な安全対策等を施しつつ、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を引き

続きを望みます。

また、予てから要望しております吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、八ッ場バイパス区間から以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

21、空家等対策の推進について

県土整備部

空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっています。

昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたところですが、町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるように、県におかれましては、次の事項に関し、支援措置を講じるよう国へ働きかけいただきますとともに、県費補助制度の創設及び県支援策の整備を要望いたします。

(1) 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(2) 上記特別措置法による特定空き家に該当しない空き家も含め、賃貸住宅としての活用や他用途への転用など町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう、引き続き税制面での検討を行うとともに、新型交付金の弾力的活用をはじめ財政面においても積極的な支援を行うこと。

(3) 町村への技術的な助言の提供、市町村相互間の意見交換の場の設置、空家等対策協議会構成員の仲介又はあつせん等の県の支援体制を充実すること。

22、公立学校施設へのエアコン設置補助について

教育委員会

本県においては、近年の地球温暖化の影響もあり、夏休み期間においても暑さの厳しい日々が続き、加えて、熱中症対策などの面からも公立学校にはエアコンを設置することが急務であります。

公立学校へのエアコン設置は、公平性に留意しながら多くの学校にできるだけ一斉に設置する必要がある、その面からの

財源的な制約で整備が進まない部分があります。

現在、公立学校へのエアコン設置工事に関しては、国から三分の一が補助される制度がありますが、その他は各自自治体の負担になっており財政的に大きな課題となっています。

快適な学習環境の確保に向けて、国への更なる財政支援の働き掛け及び県としての新たな補助等の対策を検討していただきますよう要望いたします。

当選町村長紹介



板倉町 実 栗原

一九四八年十月二日板倉町生まれ。六十八歳。趣味は旅行。座右の銘は「平常心は道」。



下仁田町 秀男 原

一九五二年十二月二十六日下仁田町生まれ。六十四歳。趣味は読書。座右の銘は「誠実」。感銘を受けた本は『中村久子の生涯』。

群馬県町村会のホームページ掲載情報

<http://www.gck.gr.jp/>

県内の「町村長の主張」を中心に、全国町村会の各種要望、各種研修日程等を掲載しています。

- ・ 本会定期総会における宣言及び決議
- ・ 過去の宣言及び決議
- ・ 道州制の導入に反対する特別決議（全国町村会）
- ・ 災害共済事業の案内
- ・ 平成28年度本会主催の研修日程
- ・ 平成28年度町村職員研修ガイド
- ・ 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）研修一覧
- ・ 市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）研修一覧
- ・ 自治大学校研修計画
- ・ 群馬自治掲載コラム
- ・ おすすめの一冊
- ・ 個人情報等保護関係
- ・ 関係団体へのリンク

一燈から議会



議会のありべき姿を目指して

群馬県町村議会連合会理事
(明和町議会議員) 今成 隆

明和町は、昭和三十年に千江田村・梅島村・佐貫村の三か村が合併し、明和村が誕生しました。そして、平成十年十月一日町制施行により現在の「明和町」となりました。現在（十二月一日現在）の人口は一一四五二人、世帯数四千八百七十七世帯と人口はやや減少していますが、世帯数は僅かに増加傾向です。

地勢は群馬県の南東部に位置し、北は館林市、南は利根川を挟み埼玉県羽生市、東は板倉町、西は千代田町に接しています。「町の中で一番高いのは利根川の土手」と冗談を言われるくらい関東平野の平らなところに位置しています。利根川は、両岸間が七〇〇メートルもある大きな川となり、この川に沿って東西一キロ、南北に三キロと細長い地形をしており、面積は一九・六四平方キロメートルと県内で二番目に小さい町です。地理的には、都心から六〇キロ圏内と群馬県内で最も東京に近い町といわれ、交通の



平成28年に橋上駅舎が完成した川俣駅前

便も良いことから、東京近郊への通勤・通学する住民が多く住んでいます。また、鉄道も東武伊勢崎線が走っており、平成二十八年一月二十三日には、町の玄関口でもあります川俣駅の橋上駅舎が完成し、現在駅前周辺整備が進められています。町では観光客も増やそうと観光案内所や待合室など整備して、今まで以上に便利で賑わいのある駅を目指しています。

更に町では、今後の人口を増

やすため雇用の場となる工業団地の拡張を計画しています。現在の工業専用地域は約一〇九ヘクタールで、その内約五ヘクタールを分譲予定として新たに約一四・六ヘクタール計画しております。



拡張を続ける工業団地

町の財政は、平成十九年度と平成二十年度の二年間、企業の業績が上がり税収が大幅に増え、初めて交付税が不交付となった経緯があり、町では、財政の安定化を図るために工業団地を増やし、企業誘致を積極的に推進しているところです。

一方議会の使命は、「具体的な政策の提言」と「行財政運営の監理監督」であります。そして、議員は町民や団体の意見を起点とし、その問題の解決のために調査や研究、議員間の多様な意見を前提に討議を経て、政策提言などその成果を発揮していくことです。そうすることによって、その問題に関係する町民や団体には、議会の存在が認識され、最終目的であります町の発展に繋がると考えています。

町議会では、これまでの議会運営などを見直すため、議会改革特別委員会を平成二十五年十二月に立ち上げ現在に至っております。この間に一般質問の方法や政治倫理条例の制定、予算・決算の審議方法の改善、現在では議会の情報伝達手段の検討や議会モニター設置に向けて協議を重ねています。この活動を住民に理解を得るには、時間をかけて倦（う）まず弛（た



協議を重ねる議会改革特別委員会

ゆ）まず実践を繰り返し、さらに、議会改革を推進し流れを止めることなく、議会のありべき姿と課題を追い求め協議検討を重ねる必要があると思います。これからの議会の現状を自己判断したうえで、議会改革を続けていく所存であります。そして、「この町に住んで良かった、生まれ良かった、そして、ずっと住み続けたい」町の実現に議会としても協力していきたいと考えています。

第60回町村議会議長全国大会開催

昨年11月9日、東京・NHKホールにおいて、全国の町村議会議長など関係者約1600人が出席するなか、「地方創生の実現をめざして」をメインテーマに、第60回町村議会議長全国大会が開催された（本大会において、第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会も併せて開催）。



大会は、金井副会長（群馬県会長）の開会のことば、国歌斉唱に続き、飯田会長（三重県会長）の開会挨拶、松尾副会長（熊本県会長）の大会宣言朗読の後、安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長、高市総務大臣（富樫総務大臣政務官代読）、山本まちひと・しげと創生担当大臣、二階自由民主党幹事長、藤原全国町村会長がそれぞれ祝辞を述べた。次に参議院本会議のため出席できなかった伊達参議院議長からのメッセージを司会者が披露した。



安倍内閣総理大臣



開会の言葉を述べる金井会長

議事に入り、要望事項、決議及び特別決議を満場一致で採択し、出席者の総意を結集した「ガンバローコール」を行い、金井副会長（群馬県会長）の開会のことばで会を閉じた。

講演会終了後、地元選出国会議員並びに関係方面へ陳情を行った。

宣言

我々町村は、国民生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、個性あるまちづくりを進めてきた。

しかしながら、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、少子・高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会が到来し、多くの町村においては、厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。

加えて、東日本大震災や熊本地震による影響は、被災地のみならず我が国社会全体に及んでおり、本格的な復旧・復興に向けて解決すべき課題が山積している。特に、原子力事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還すること

が出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

今こそ、国と地方が一体となって、本格的な復旧・復興への取組みを加速化させるとともに、人口減少の克服と地方創生を実現するためには、町村の自治能力を高め、都市と農山漁村が「共生」しうる社会を強力に進めていくことが重要である。

現在、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた取組が行われているところであるが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンであり、地方創生に向けた大きな流れを緩めてはならない。

まさに地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々議会人は、本日、「第60回町村議会議長全国大会」を開催し、地方創生の実現をめざし、一致結束して、果敢に行動していくことをここに誓う。

決

議

- 一 東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を期する
- 一 地方創生のさらなる推進を期する
- 一 分権型社会の実現と道州制導入反対を期する
- 一 町村財政の強化を期する
- 一 議会の機能の強化を期する
- 一 農林水産業振興対策の強化を期する
- 一 中小企業振興対策の強化を期する
- 一 環境保全対策の推進を期する
- 一 情報化施策の推進を期する
- 一 地域保健医療の向上及び医療保険制度の改善を期する
- 一 少子化対策の推進及び社会福祉対策の強化を期する
- 一 教育・文化の振興を期する
- 一 交通及び生活環境の整備促進を期する
- 一 消防体制の強化を期する
- 一 国土政策の推進を期する
- 一 基地対策の推進を期する
- 一 過疎、豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議

東日本大震災から五年八か月が経過し、国は、平成二十八年以降の五年間を「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施していくこととしている。しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を受けた地域においては、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活を余儀なくされている。

また、本年四月に発生した平成二十八年熊本地震は、熊本県をはじめ、大分県、福岡県、宮崎県など広範囲にわたり甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠である。

加えて、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

- Ⅰ 東日本大震災からの復興
 - 一 平成二十八年度からの「復興・創生期間」においても、財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興の加速化に向けて、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進できるように、国は、基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでの間、万全の予算措置を講じること。
- Ⅱ 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- Ⅲ 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支

援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

四 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。

また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を早急に行うこと。

五 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。

特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期すとともに、中間貯蔵施設の早期整備に向け、地権者への丁寧な説明による迅速な用地取得を図ること。

六 原子力事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、損害の範囲を幅広くとらえ、全て賠償の対象とすること。

Ⅱ 熊本地震からの復旧・復興

一 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長

期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。

二 住居を失った住民に対し、仮設住宅等を速やかに提供できるように、用地や住宅確保のための支援と最大限の財政措置を講じること。

三 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。

四 被災した建築物等のがれきをはじめとする災害廃棄物の早期処理のため、それに係る撤去等必要な経費に対し、特別な財政措置を講じること。

五 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。

また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるように、税財政支援、金融支援の拡充を行う

こと。

- 六 県内外からの人的支援として行われている職員派遣については、派遣元・派遣先自治体ともに財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。
- Ⅲ 大規模災害対策の確立
- 一 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
- また、火山噴火、台風、集

地方創生のさらなる推進に関する特別決議

我が国は急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会が到来し、特に多くの町村においては、町村の基幹産業である農林漁業の低迷や若年人口の減少により地域経済は衰退し、厳しい状況にある。

こうした中、政府は、平成二十六年十二月、人口減少の克服と地方創生に向けて、二〇六〇年に一億人程度の人口を確保する「長期ビジョン」と今後五か年の政策目標・施策を策定する「総合戦略」を策定した。これを受けて、町村では創意工夫を活かした施策を盛り込む

中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

二 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

だ地方版総合戦略等を策定したところであり、今年度、地方創生は、「戦略策定」から本格的な「事業展開」に取り組み段階となっている。

現在、政府において、一億総活躍社会の実現に向けた取組が行われているところであるが、地方創生こそが一億総活躍社会実現のためのメインエンジンである。まさに地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。

我々町村は、住民等と一体となって地方創生に向けた取組を進めてきているところであり、地方創生を深化させるために

も、その大きな流れを緩めてはならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を踏まえ、町村が創意工夫により施策を進める上で支障となる法令や制度等について見直しを行うとともに、町村が実施するこれらの施策について、制度的にも財政的にも支援すること。

二 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

三 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、少なくとも当面の五年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的なものとする。

四 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。

町村税財源の充実強化に関する特別決議

多くの町村においては、これまで若者の流出などによる人口の減少に伴い、地域経済の活力が低下し、地域の伝統・文化の継承の危機に直面する等、多くの課題を抱えている。

このような中、徹底した行財政改革を断行するとともに、厳しい財政状況のもと、各種対策に取り組んでいるところである

平成二十九年予算の編成にあたっては、社会保障や地方創生、国土強靱化のための防災・減災対策など対応すべき課題が年々増大する中、地方が自己責任を十分果たせるよう、地方財政計画において財政需要を適切に反映した上で所要の財源を的確に確保すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

一 平成二十九年四月に予定されていた消費税率十％への引上げが二年半先送りされたところであるが、町村においては、子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための諸施策に取り組んでいるところであり、こうした町村の社会保障施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確実に確保すること。

二 地方交付税の法定率の引き上げを図るとともに、基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映するための割増算定の拡充を図ること。

三 固定資産税における償却資

産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

四 自動車関係諸税の見直しにあたっては、町村にとつて極めて貴重な財源であることから、町村財政へ影響を及ぼすことのないよう、確実に代替財源を確保すること。

五 ゴルフ場利用税は道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の十分の七が町村にとつて極めて貴重な財源となつてい

ることから、現行制度を堅持すること。

六 森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の導入に向け、早期に具体的な制度設計を行うこと。

参議院選挙における合区の解消に 関する特別決議

参議院選挙における合区の解消に 関する特別決議

去る七月十日、憲政史上初の合区による参議院選挙が実施されたが、広範囲にわたる選挙活動の困難さ、有権者が直接候補者の政見に接する機会の減少や投票率の低下など、多くの問題点が明らかとなった。

今、地方は急激な人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正するため、地方創生に本格的に取り組んでいるところである。

この地方創生を実現し、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見が国において最大限に活かされることが極

てにつながり、地方創生にも逆行するものである。

今回の合区による選挙はあくまで緊急避難措置として、公職選挙法の附則において、次の参議院選挙に向け、抜本的な見直しが規定されている。

よって、今後の参議院選挙制度の抜本的な見直しにあたっては、国と地方が一層連携を強め、地方創生を推進していくためにも、単に人口の多寡にかかわらず、地方の意見を十分国政に反映できる地方創生にふさわしい仕組みを構築すべきであり、緊急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加することが可能な選挙制度とされるよう、強く要請する。

地方議会議員の厚生年金制度への 加入実現を求める特別決議

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より

積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票立選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにするが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要請する。

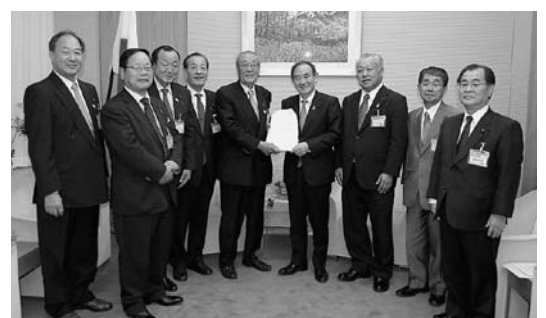
豪雪地帯町村議会議長 全国大会決議

豪雪地帯町村議会議長 全国大会決議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

一 豪雪地帯対策の充実強化
一 冬期における交通網及び通



菅 内閣官房長官へ要請(首相官邸)(金井会長は左から3人目)

信網の確保

一 雪国の特性を活かした農林業及び産業振興対策の強化
一 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化
一 一定住の促進及び居住環境の向上

一 雪害対策及び消防・防災体制の強化
一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究の総合的な推進

一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

若者の政治への関心を高めるために

県議会と町村議会議長会との意見交換会を開催

県町村議会議長会は、昨年十月十二日、前橋市・群馬県議会議事堂の会議室において、若者の政治への関心を高める方策を検討するため、県議会との意見交換会を実施した。

さきの参議院議員選挙から選挙権年齢が引下げられ、十八歳から投票できることになった

が、群馬県の十八歳、十九歳の投票率が全国平均を下回るなど、若者の政治への関心の低下が危惧される中、群馬県議会基本条例推進委員会が行ってきた大学生や高校生との取組を踏まえ、町村議会での取り組み状況や具体的方策を参考に、一緒に話し合っていきたいとの県議会からの提案があり、今回の意見交換会となった。

当日は、「市町村議会議員選挙投票率の推移」、「県議会議員選挙投票率の推移」や「参議院議員通常選挙における年代別投票率の推移」などの資料をもとに、投票率の現状、町村議会・県議会の取組状況が報告され、引き続き、意見交換を行った。

なお、今後も引き続き、意見交換を行っていくことになった。



開会挨拶をする金井会長



県町村議会議長会は、昨年十一月二十二日、前橋市・群馬県市町村会館において議会広報研修会を開催した。

この研修会は、年に一度開催しているもので、今回は十八町

「読まれ、伝わる議会広報へ」
広報紙の基本と編集技術を学ぶ

議会広報研修会を開催

村、百九人の議会議員及び事務局職員が参加した。

講師の編集・出版アドバイザー・芳野政明氏は、「代議制民主主義において有権者から委任された議会は、政策を決定した説明責任を果たさなければならぬ。そのための広報活動は、住民と議会との信頼を築く重要な活動であり、議事や議会諸活動が地域住民に伝わり、情報共有されるまでが議会の仕事である」と述べた。

さらに、読者が広報紙を読むとき、まず見出しや写真を見て、読む、読まないを判断する。一番伝えたいことや思いを見出しにすることなど、実際の議会広報紙を例に挙げ、具体的に説明した。

また、午後は広報クリニクに応募した榛東村、吉岡町及びみなかみ町の議会広報紙を教材に実践的な編集技術を学んだ。



芳野政明講師

群馬県町村議会議員研修会



県町村議会議長会は、昨年十月二十八日、吉岡町文化センターで「群馬県町村議会議員研修会」を開催し、県内の町村議会議員及び事務局職員等約三百人が参加した。

この研修会は毎年一回、著名な講師による町村や議会にとって身近な話題や緊急な事柄を研究するもので、今回は、防災システム研究所の山村武彦（やまむら・たけひこ）氏及び外交ジャーナリストの手嶋龍一（てしま・りゅういち）氏の二人から次の演題で講演いただき、参加者は、ここで学んだ内容を地元での活動に役立てようと熱心に聴講していた。



『動乱の21世紀を読み解く
～中国の台頭と日米同盟～』
外交ジャーナリスト・作家
手嶋 龍一氏



『～自助・近助・共助でつくる～
災害に強いまちづくり』
防災システム研究所 所長
山村 武彦氏

「群馬県知事・町村議会議長懇談会」を開催

県町村議会議長会は、昨年十一月二十五日、前橋市古市町・ホテル ラシーネ新前橋で大澤知事と県下町村議会議長の連携を強化するための懇談会を開催した。

この懇談会は、自主・自立を目指す町村の発展・振興のためには、県との連携をより一層深める必要があるとの認識から開催しているもので、今回で七回目の開催となる。

懇談会には、大澤知事のほか星野県議会議長、橋爪県議会副議長、反町副知事及び村手副知事も出席し、情報・意見交換を行った。

当選議長の紹介

利根郡昭和村 加藤 生
十二月七日 当選

議長会役員の異動

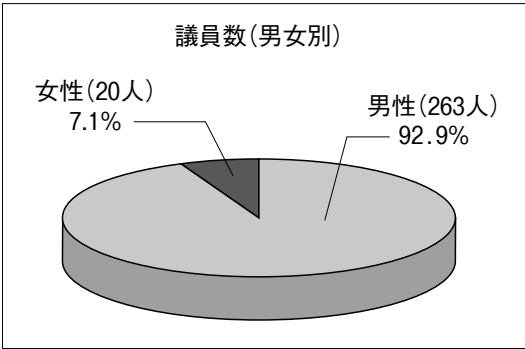
高橋 昇三（昭和村）
十二月七日 理事退任
丸山 敏雄（川場村）
十二月二十一日 監事退任
十二月二十一日 理事就任

町村議会実態調査から

住民に開かれた
議会の発展を
目指す

全国町村議会議長会では、毎年七月一日現在における全国の町村議会の実態を調査し、平成二十八年で第六十二回を迎えた。

ここでは、その調査結果から、本県町村データで参考になると思われるものを抜き出し掲載した。



別表1 議員数（在職年数）

在職年数	議員数	構成比
12年未満	206人	72.8 %
12年以上 24年未満	66人	23.3 %
24年以上 40年未満	10人	3.5 %
40年以上	1人	0.4 %

- 一 議員数（総数）
議員定数二八九人（前年同）、
実数は二八三人
- 二 議員数（男女別）
男女別議員数はグラフのとおり（男性議員は対前年一人増、女性議員は対前年一人減）
- 三 議員数（在職年数）
「別表1」のとおり
- 四 議員数（年齢構成）
「別表2」のとおり

別表2 議員数（年齢構成）

年 齢	議員数	構成比
25歳以上 30歳未満	0人	0.0%
30歳以上 40歳未満	4人	1.4%
40歳以上 50歳未満	21人	7.4%
50歳以上 60歳未満	43人	15.2%
60歳以上 70歳未満	171人	60.4%
70歳以上 80歳未満	41人	14.5%
80歳以上	3人	1.1%

五 常任委員会

設置数は次のとおり

- 五委員会 一町（前年同）
- 三委員会 四町（前年同）
- 二委員会 一八町村（前年同）

委員会定数の最高は二人、最低は四人

六 議会運営委員会

県内全町村が設置。委員定数の平均は五・六人

七 議会事務局

県内全町村が設置

専任職員は事務局長二〇人（対前年一人増）、職員二人（前年同）、一議会あたりの専任職員数は一・八人（対前年〇・一人増）。兼任職員を含めても二・六人（対前年〇・一人増）

一議員あたりの職員数は〇・二〇人（前年同）

八 議会広報活動

議会広報は県内全町村が発行

九 本会議

うち二一町村が議会単独発行
一町村あたりの開催状況は次のとおり

- （一）定例会
年四回開催が全町村で、一定例会あたりの会期日数は一〇・二日、うち、本会議日数は二・八日、傍聴者数は三・四人
- （二）臨時会
開催回数は一町村平均年二・四回、一臨時会あたりの会期日数、本会議日数はともに一・〇日、傍聴者数は一・一人

十 議員報酬、費用弁償

（一）議員報酬
「別表3」のとおり。

（二）費用弁償
県内町村平均の対前年比較では全役職で前年を上回った。

（三）費用弁償
本会議、委員会へ出席した際の費用弁償は、県内全町村が支給している。

十一 議会基本条例

七町村（吉岡町、下仁田町、東吾妻町、昭和村、板倉町、千代田町、大泉町）が制定（対前年一町増）

別表3 議員報酬

単位：円

区 分		議 長	副 議 長	議 員	常任委員長	議運委員長
H28.7.1	本県平均	287,113	225,652	204,361	213,304	213,261
H27.7.1	本県平均	285,200	224,217	203,013	211,935	211,870
対前年比（%）		100.7%	100.6%	100.7%	100.6%	100.7%

『岡さん』でおなじみの『こちら

葛飾区亀有公園前派出所』の連

載終了という昨年九月のニュース

に、若い頃の自分の思い出と重ね

合わせ、寂しい思いを抱いた人も

多かったのではないだろうか。

連載四十年、単行本二百巻とい

う数字も驚きですが、毎週のメ切

に追われながらも、一度も休載す

ることなく、週刊連載を続けられ

冊は、『メ切本』左右社刊・同社
編集部編「千三百円＋税」です。

この本は、夏目漱石、谷崎潤一郎、

大沢在昌など明治から現在に至る

約九十人の作家たちのメ切にまつ

わるエッセイ・手紙・日記・対談

などを集めた本で、大部分がメ切

を守れない(守らない)作家の言い

訳や屁理屈で構成されています。

作家だけでなく、私たちも、納

ではと思われる人も時たまいます
よね。

この本には、〈ひとやすみ付録〉

として、メ切に対する意識度チェッ

クも付いていますから、自身や他

人のメ切に対する意識もわかつて

面白いですよ。

いずれにしろ、この本に掲載さ

れた才能あふれる大作家たちで

も、メ切を守れないこともあるの

だからと自分を正当化するのもし

いですが、メ切を守れなかった時

の言い訳に誰かの言い訳を借用す

るのも良いですが、この本に

は、そんな作家ばかりではなく、

本書中の一例ですが「一生のうちに

自分の時間をどのように使った

らよいか」それはまた、他人の

時間について考えることになる。

何となれば、人の世は相対の世の

中だからである。」という考えの下、

キッチンとメ切を守る作家の考えも

掲載されていますので、皆さんも

一度、何のためにメ切があるのか

を考えてみてはいかがでしょう。

(I)

おすすめの一冊



メ切本

左右社刊・同社編集部編

たということに最も驚かされまし
た。

本誌は三箇月ごとの発行なの

で、この原稿のメ切には余裕があ

りますが、それでも毎回、四苦八

苦の末、担当者をヤキモキさせな

がら何とか脱稿にこぎつけており

ますので、この実績には驚嘆する

しかありません。

さて、本年最初のおすすめの一

期、提出期限、有効期限などメ切
に追われる仕事をしています。

余裕を持って仕上げ、メ切まで

より推敲を重ねる人もいれば、メ

切ぎりぎりだろうがなんだろう

が、とにかく間に合わせれば良い

という人と皆さんの周りをみて

も、メ切への向き合い方、人それ

ぞれではないでしょうか。中には、

メ切という概念を持っていないの

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
理事会	1月19日(休)	群馬県市町村会館 町村会役員室
群馬県市町村総合事務組合 議会定例会	2月14日(火)	群馬県市町村会館 特別会議室
定期総会	2月16日(休)	群馬県市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月21日(火)	群馬県市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
正副会長会議	1月11日(火)	議長会役員室 群馬県市町村会館
理事会	1月17日(火)	議長会役員室 群馬県市町村会館
定期総会	2月21日(火)	大会議室 群馬県市町村会館

平成29年 町村長・町村議会議員 任期満了日一覧

町 村 長	
町 村 名	月 日
大 泉 町	5月4日
上 野 村	6月13日
みなかみ町	10月29日
片 品 村	11月12日

町村議会議員	
町 村 名	月 日
神 流 町	2月28日
榛 東 村	4月19日
大 泉 町	5月4日
玉 村 町	10月22日